

平成 29 年 5 月 19 日

各 位

管理会社名	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ (管理会社コード 15814)
代表者名	マネージング・ディレクター ジャック・ジー
問合せ先	(代理人) 西村あさひ法律事務所 弁護士 本柳 祐介 (TEL. 03-6250-6200)

iシェアーズETF-JDRに関する議決権行使についてのお知らせ

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズを管理会社として上場する以下の ETF-JDR（以下「本 ETF-JDR」といいます。）の議決権行使方法につき、以下の通りお知らせします。

記

1. 対象となる ETF-JDR

銘柄名	銘柄コード	上場取引所
iシェアーズ 先進国株ETF (MSCIコクサイ)	1581	東
iシェアーズ 米国超大型株ETF (S&P100)	1587	東
iシェアーズ 米国小型株ETF (ラッセル 2000)	1588	東
iシェアーズ 米国高配当株ETF (モーニングスター配当フォーカス)	1589	東
iシェアーズ 米国リート・不動産株ETF (ダウ・ジョーンズ米国不動産)	1590	東

2. 議決権行使基準日設定と議案について

平成 29 年 4 月 28 日付「シェアーズ ETF-JDR に関する議決権行使基準日設定についてのお知らせ」にてお知らせいたしました通り、平成 29 年 5 月 12 日を議決権行使基準日と定め、受益者決議手続を行いません。当該受益者決議手続の目的である事項は、本 ETF-JDR の受託有価証券となる外国 ETF をサブファンドに持つ、iシェアーズ・トラストの合同臨時総会（以下「本総会」といいます。）における 5 名の受託者候補の承認となっています。

3. 行使方法と期限

本総会にかかる投票権行使書面および本総会の招集通知（参考訳）は、本 ETF-JDR の受託者である三菱 UFJ 信託銀行株式会社より、上記基準日における受益者として証券保管振替機構から通知された受益者の住所に送付されます。

本総会およびその延会において付議される議案について、本 ETF-JDR の受託者に議決権を行使するよう指図を希望する受益者は、送付を受けた投票権行使書面を以下の期限までに受託者に提出することによってのみ投票権を行使することができます。なお、投票権行使書面が下記提出期限までに到着しないときは、本 ETF-JDR にかかる上場信託受益権信託契約および発行会社に係る契約条項第 41 条第 10 項に基づき、議案についてすべて賛成するものとみなされます。

投票権行使書面の提出期限：平成 29 年 6 月 15 日午後 5 時

以上